

茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例
(平成30年4月1日施行)

1 条例の構成

前文

第1章 総則

第2章 障害を理由とする差別の解消

第3章 情報の取得及び意志疎通

第1節 言語としての手話に対する理解

第2節 多様な意思疎通手段の確保

第4章 誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり

第5章 雑則

附則

2 特徴

- ・ 「市民」「事業者」とは別に「市民活動団体」を定義
- ・ 「市民」「市民活動団体」「事業者」は、「共に生きるまち茨木」の実現に取り組むよう努める責務
- ・ 「市」「事業者」に対し、「不当な差別的取扱い」「合理的配慮の不提供」を禁止
- ・ 「市の責務」として「必要な施策」を講じると記載 ⇒ 合理的配慮の提供に係る費用の助成
- ・ 相談体制：障害者、家族、後見人、支援者、事業者は、市長に対し相談ができる。
- ・ あっせん、勧告、公表：市長が、あっせんが適当と決定 ⇒ 協議会があっせん案を作成、提示
- ・ いわゆる「手話言語条例」の内容や、障がい者施策を推進するための取組や考え方を示す内容を盛り込んでおり、障がい者施策全般に関する総合的な条例

3 制定の経過

(当事者アンケート、ワークショップ等 意見収集)

平成29年4月～11月 障害者施策推進分科会専門部会(条例検討)(全4回)

平成29年5月 障がい者団体関係ヒアリング

平成29年7月 事業者ヒアリング

平成29年7月～8月 条例ワーキング(全4回)

平成29年9月～10月 市内部関係部署の調整

平成29年12月 パブリックコメント

平成29年～平成30年1月 障害者施策推進分科会